

口蹄疫ワクチンの接種に御協力下さい

口蹄疫の流行を食い止めるため、ワクチン接種が必要です

4月20日、宮崎県都農町で我が国で10年振りとなる口蹄疫発生が確認されました。移動制限や感染農場の家畜の殺処分を進めてきましたが、その後も感染農場が拡大しています。これ以上の拡大を防ぐため、一定の区域を定めて口蹄疫ワクチンを接種して、感染地域の拡大を防ぐ必要があります。

なお、ワクチン接種や殺処分に伴う経営再開までの農場経営上の損失は、国が実施する事業により支援されます。

国内の家畜を口蹄疫から守るため、御協力頂けますようお願い申し上げます。

ワクチン接種の範囲

宮崎県児湯郡での口蹄疫の発生に伴う移動制限区域

(詳しくは宮崎県庁にご確認下さい)

ワクチン接種の対象家畜

全ての偶蹄類の家畜(牛、豚、ヤギ、ヒツジ等)

飼養の用途(肉用、乳用)や飼養規模にかかわらず接種が必要です。

※ワクチン接種に伴う費用負担はありません。

※接種は、農場に事前連絡した後、公的な獣医師が行います。

◆**ワクチン接種された家畜は感染しにくくなる**ことに加え、**感染源になりにくくなります**。◆ワクチンが効果を発揮するためには最大2週間程度かかるため、**消毒を徹底するなど、引き続き農場での感染防止に努めて下さい**。

接種後の家畜・生産物の取扱いについて

- ・**家畜は移動できません(と畜場への出荷を含む)。**
- ・**生乳は出荷できません。**
- ・**ワクチン接種を受けた家畜は、順次殺処分することとなります。**

なぜワクチン接種した家畜は殺処分しなければならないのか

できるだけ早期に口蹄疫の清浄化を達成するために必要な措置です。ご理解を頂けますようお願いいたします。

・ワクチン接種を受けた家畜がウイルスに感染すると、ウイルスを保有し続ける場合があります、これが新たな発生の原因となる可能性があります。

・ワクチン接種を受けた家畜の体内には抗体が産生されるため、検査を受けても感染しているかどうか区別が付きにくくなります。